

特定非営利活動法人きらら定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きららという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市大町二丁目5-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、介護予防マネジメントおよび地域支援事業における包括的支援を推進し、住民の健康の保持増進と介護保険給付の抑制に寄与することを目的とする。また、様々な悩みや問題を抱える人々の総合相談窓口として、適切なアセスメントと社会資源へのつなぎを行い、寄り添いながら伴走型の支援を実施することで、地域における包括的な支援体制の構築に寄与することを目的とする。さらに、過疎化や都市部への人口集中に伴う地域の人口減少を踏まえ、少子高齢化の抑制、地域の活性化、ガバナンスの強化、相談支援員の育成および地域ネットワークの形成を通じて、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)社会教育の推進を図る活動
- (5)男女共同参画社会の形成を図る活動
- (6)子どもの健全育成を図る活動
- (7)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (9)経済活動の活性化を図る活動
- (10)環境の保全を図る活動
- (11)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①介護予防事業対象者に対する介護予防マネジメント
- ②介護保険法に基づく事業（居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定介護予防事業）
- ③総合相談・支援事業（アセスメント、実態把握、社会資源との調整等）
- ④虐待防止・権利擁護事業（相談、情報提供、ネットワーク構築等）
- ⑤地域ケア支援事業（支援関係機関等との連携、地域包括的支援体制の構築等）
- ⑥相談支援員のスキルアップ研修の企画・立案・実施
- ⑦居場所づくりに関する事業
- ⑧住宅確保要配慮者に対する居住支援事業
- ⑨男女共同参画社会の形成および地域活性化を推進する事業
- ⑩その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び年会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号および49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務をおこなった者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 1 4 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 3 3 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出を講じることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人賛成福祉会に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鈴木 嘉彦
副理事長	佐藤 嘉一
理事	熊谷 亮一
理事	鈴木 義春
理事	佐藤 仁志
理事	田松 幸宏
理事	佐藤 陽平
理事	佐藤 博道
理事	佐々木 誠宏
理事	深瀬 亮一
理事	山田 覚
監事	土岐 一洋

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円
正会員会費	0円
(2) 賛助会員入会金	0円
賛助会員会費	2,000円(1年間分)

附則

- 1 この定款は平成24年7月24日から施行する。
- 2 この定款は平成30年7月6日から施行する。
- 3 この定款は令和6年3月12日から施行する。
- 4 この定款は令和8年5月11日から施行する。

令和8年度の事業計画書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人きらら

1 事業実施の方針

介護保険法に基づく事業では、関係機関との連携を積極的に図り介護保険の利用者様やそのご家族に様々な情報やサービスを提供する。合わせて、きららアーバンパレスに立ち寄って下さった方々に声掛け活動を行い介護保険や予防マネジメントについて周知活動を行う。また今年度新規事業として、高齢者の方々、生活困窮者の方々の悩みやお困りごとを解決するために電話相談や面談を行うとともに、誰もが集える居場所づくりを提供する。また住宅確保が困難な高齢者、障がい者、低額所得者等へのサポートを積極的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
① 介護予防事業対象者に対する介護予防マネジメント	介護保険利用者並びにそのご家族に様々な情報を提供して、円滑にサービスを受けられるよう、関係機関と積極的に連携を図る。	(A)通年 (B)きららアーバンパレス (C)4名	(D)介護予防事業対象者及びそのご家族 (E)25名	2,522
② 介護保険法に基づく事業(居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定介護予防事業)	介護保険利用者並びにそのご家族に様々な情報を提供して、円滑にサービスを受けられるよう、関係機関と積極的に連携を図る。	(A)通年 (B)きららアーバンパレス (C)4名	(D)介護保険利用者及びそのご家族 (E)55名	14,286
③ 総合相談支援事業(アセスメント、実態把握、社会資源との調整等)	悩みを抱えている方々を対象に電話相談や面談を実施し、同行を含む適切な支援を行う。 地域ケア支援の実施	(A)面談：第2・4土曜日 電話相談：平日 (B)きららアーバンパレス及び相談会場 (C)10名	(D)相談希望者 (E)500名	605
④ 虐待防止・権利擁護事業(相談、情報提供、ネットワーク構築等)	医療・福祉・行政等各関係機関とのネットワークの構築、相談支援、情報提供などを行う	(A)随時 (B)連携機関等 (C)5名	(D)相談者及び支援担当者 (E)30名	0

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
⑤ 地域ケア支援事業 (支援関係機関等との連携、地域包括的支援体制の構築等)	相談者のニーズに沿った支援関係機関と連携を図り適切な情報提供を行う	(A)随時 (B)連携機関等 (C)5名	(D)相談者及び支援担当者 (E)30名	0
⑥ 相談支援員のスキルアップ研修の企画・立案・実施	包括的支援に必要な相談員・支援員のスキルアップ研修 行政機関や教育機関および各種支援団体と共同を推進しながら、 社会への提言を図る	(A)年10回 (B)きららアーバンパレス (C)6名	(D)相談員及び支援担当者 (E)100名	192
⑦ 居場所づくりに関する事業	コミュニティスペースを開発し イベントや研修会を開催する	(A)第2・4土曜日 (B)きららアーバンパレス (C)10名	(D)居場所を求めている方 (E)100名	420
⑧ 住宅確保要配慮者に対する居住支援事業	住宅確保要配慮者への円滑な入居に関する情報提供、入居前、中、後のサポート	(A)通年 (B)入居先、事務所等 (C)5名	(D)入居を求めている方 (E)30名	3,494
⑨ 男女共同参画社会の形成および地域活性化を推進する事業	地域の美化活動を通し、地域住民との交流と地域への愛着をはぐくむ取り組み	(A)7月下旬 (B)秋田市大町周辺 (C)5名	(D)地域の方(企業含む) (E)30名	0
⑩ その他、目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			0

(2) その他の事業 なし

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日
 特定非営利活動法人 きらら

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
.....		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	1,000	
.....		1,000
3 受取助成金等		
秋田市保健所	1,180,000	
住宅支援法人	3,400,000	
.....		4,580,000
4 事業収益		
居宅介護支援事業収益	18,100,000	18,100,000
5 その他収益		
受取利息	1,000	
雑収益	1,000	
.....		2,000
経常収益計		22,683,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	12,660,000	
賞与	1,800,000	
報酬	840,000	
法定福利費	2,170,000	
退職給付費用		
福利厚生費	200,000	
.....		
人件費計	17,670,000	
(2) その他経費		
車両関連費	758,000	
消耗品費	308,000	
支払保険料	113,000	
修繕費	100,000	
租税公課	78,000	
旅費交通費	10,000	
会議費	240,000	
通信費	430,000	
印刷費	30,000	
支払手数料	132,000	
地代家賃	1,404,000	
雑費	10,000	
支払利息	236,000	
.....		
その他経費計	3,849,000	
事業費計		21,519,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
燃料費	20,000	
消耗品費	15,000	
会議費	50,000	
通信費	5,000	
減価償却費	56,000	
支払利息		
.....		
その他経費計	146,000	
管理費計		146,000
経常費用計		21,665,000
当期経常増減額		1,018,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
.....	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		1,018,000
前時繰越正味財産額		△ 6,500,000
次期繰越正味財産額		△ 5,482,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人きらら

1 事業実施の方針

介護保険法に基づく事業では、関係機関との連携を積極的に図り介護保険の利用者様やそのご家族に様々な情報やサービスを提供する。合わせて、きららアーバンパレスに立ち寄って下さった方々に声掛け活動を行い介護保険や予防マネジメントについて周知活動を行う。また今年度新規事業として、高齢者の方々、生活困窮者の方々の悩みやお困りごとを解決するために電話相談や面談を行うとともに、誰もが集える居場所づくりを提供する。また住宅確保が困難な高齢者、障がい者、低額所得者等へのサポートを積極的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
① 介護予防事業対象者に対する介護予防マネジメント	介護保険利用者並びにそのご家族に様々な情報を提供して、円滑にサービスを受けられるよう、関係機関と積極的に連携を図る。	(A)通年 (B)きららアーバンパレス (C)4名	(D)介護予防事業対象者及びそのご家族 (E)25名	2,758
② 介護保険法に基づく事業（居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定介護予防事業）	介護保険利用者並びにそのご家族に様々な情報を提供して、円滑にサービスを受けられるよう、関係機関と積極的に連携を図る。	(A)通年 (B)きららアーバンパレス (C)4名	(D)介護保険利用者及びそのご家族 (E)55名	15,560
③ 総合相談・支援事業（アセスメント、実態把握、社会資源の調整等）	悩みを抱えている方々を対象に電話相談や面談を実施し、同行を含む適切な支援を行う。 地域ケア支援の実施	(A) 面談：第2・4土曜日 電話相談：平日 (B)きららアーバンパレス及び併催会場 (C)10名	(D)相談希望者 (E)500名	1,060
④ 虐待防止・権利擁護事業（相談、情報提供、ネットワーク構築等）	医療・福祉・行政等各関係機関とのネットワークの構築、相談支援、情報提供などを行う	(A)随時 (B)連携機関等 (C)5名	(D)相談者及び支援担当者 (E)30名	0

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
⑤ 地域ケア支援事業 (支援関係機関等との連携、地域包括的支援体制の構築等)	相談者のニーズに沿った支援関係機関と連携を図り適切な情報提供を行う	(A)随時 (B)連携機関等 (C)5名	(D)相談者及び支援担当者 (E)30名	0
⑥ 包括的支援員のスキルアップ研修の企画・立案・実施	包括的支援に必要な相談員・支援員のスキルアップ研修行政機関や教育機関および各種支援団体と共同を推進しながら、社会への提言を図る	(A)年10回 (B)きららアーバンパレス (C)6名	(D)相談員及び支援担当者 (E)100名	100
⑦ 居場所づくりに関する事業	コミュニティスペースを開設しイベントや研修会を開催する	(A)第2・4土曜日 (B)きららアーバンパレス (C)10名	(D)居場所を求めている方 (E)100名	500
⑧ 住宅確保要配慮者に対する居住支援事業	住宅確保要配慮者への円滑な入居に関する情報提供、入居前、中、後のサポート	(A)通年 (B)入居先、事務所等 (C)5名	(D)入居を求めている方 (E)30名	4,215
⑨ 男女共同参画社会の形成および地域活性化を推進する事業	地域の美化活動を通し、地域住民との交流と地域への愛着をはぐむ取り組み	(A)7月下旬 (B)秋田市大町周辺 (C)5名	(D)地域の方(企業含む) (E)30名	0
⑩ その他、目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			0

(2) その他の事業 なし

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日

特定非営利活動法人 きらら

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
.....		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	1,000	
.....		1,000
3 受取助成金等		
秋田市保健所	1,580,000	
住宅支援法人	4,200,000	
.....		5,780,000
4 事業収益		
居宅介護支援事業収益	19,800,000	
.....		19,800,000
5 その他収益		
受取利息	1,000	
雑収益	1,000	
.....		2,000
経常収益計		25,583,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	14,100,000	
賞与	2,000,000	
報酬	1,240,000	
法定福利費	2,495,000	
退職給付費用		
福利厚生費	200,000	
.....		
人件費計	20,035,000	
(2) その他経費		
車両関連費	840,000	
消耗品費	380,000	
支払保険料	158,000	
修繕費	120,000	
租税公課	98,000	
旅費交通費	20,000	
会議費	240,000	
通信費	490,000	
印刷費	50,000	
支払手数料	132,000	
地代家賃	1,404,000	
雑費	10,000	
支払利息	216,000	
.....		
その他経費計	4,158,000	
事業費計		24,193,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
燃料費	20,000	
消耗品費	15,000	
会議費	50,000	
通信費	5,000	
減価償却費	56,000	
支払利息		
.....		
その他経費計	146,000	
管理費計		146,000
経常費用計		24,339,000
当期経常増減額		1,244,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
.....		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
.....		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		1,244,000
前時繰越正味財産額		△ 5,482,000
次期繰越正味財産額		△ 4,238,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。